

岡山市立芳泉中学校 いじめ防止基本方針

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の後、警察と連携した対応を取ることが必要である（平成25年度、いじめ防止対策推進法の施行に伴い以上のとおり定義されている）。

この考えに基づき、全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない。」という基本認識に立ち、全校の生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、全教科全領域を通して指導していく。

1 いじめの防止

- (1) いじめ防止対策委員会、生徒指導委員会、人権教育推進委員会を設置し、連携して普段から積極的取組をしていく。
- (2) 教職員による観察や情報交換を意識して行い、教職員がおかしいと感じたことは、生徒指導係会、教育相談係会で話題にし、情報を共有し、未然防止に努める。
- (3) 道徳の時間を中心に、生徒一人一人の自己肯定感を高め、自尊感情を育む教育活動をすすめるとともに命の大切さについての指導を行う。また、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを意識させ、全生徒が「いじめは絶対に許されないことである」という認識をもつように指導する。
- (4) 班活動を重視した学級活動や、協同学習を積極的に取り入れることにより、互いに認め合い、心の通い合う温かい人間関係を基盤にした学級づくりを行う。
- (5) 学校評価等や、ASSESSなどの質問紙調査を活用して、学校いじめ防止基本方針による取組点検・評価し、次年度の取組に生かす。
- (6) 家庭や地域との関係団体との連携を強化する。
岡山南警察署（スクールサポーター）
岡山市子ども総合相談所
南区南地域子ども相談センター（子ども相談主事）
- (7) 情報教育を通じてインターネット、SNS、無料通話アプリの利便性や危険性を伝え、保護者と連携しながら正しいメディアリテラシーを身に付けられるよう指導していく。

2 早期発見

- (1) 全ての教員が生徒の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、生徒の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。
- (2) 学期ごとに生活アンケートを実施し、教育相談につないでいく。いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、いじめ対策委員会を中心に、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- (3) 生徒、保護者にも校外の相談機関等の周知を図り、個人が抱え込まない体制づくりに努める。

3 いじめへの対処と再発防止にむけて

- (1) いじめの相談や訴えがあった場合や、いじめに関する情報提供があった場合は真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、適切な関わりをもつ。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- (2) 正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく保護者等に伝え、協力して対応する。
- (3) いじめられた生徒、いじめた生徒双方からの聴取をもとに、必要な場合には、アンケート調査等を実施し、その結果から聴き取り対象者等を絞り込んだ上で、関係した生徒から事実関係の聴取を行う。
- (4) いじめが確認された場合、学校は「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を示す。岡山市教育委員会の協力を得て、組織的に対応していじめをやめさせるとともに、その再発を防止する措置をとる。
- (5) いじめられている生徒から、事実関係の聴取を行うとともに、心のケアや弾力的措置等、その生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう環境の確保を図る。心理や福祉等の専門家の協力を得ながら、いじめられた生徒に寄り添い、きめ細かく対応できる体制をつくる。
- (6) いじめた生徒から事実関係の聴取を行い、その背景にも目を向けながら、その生徒が自らの行為の悪質性を理解し健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。事実に対する保護者の理解や納得を促し、保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (7) いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつこと、はやし立てるなど同調していた生徒に対しては、いじめに加担する行為であることを十分に理解させる。
- (8) いじめを当事者だけの問題でなく全体の問題として考えられるよう、様々な資料をもとに話し合い、互いを尊重し認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。
- (9) いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、必要な指導を継続的に行う。いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止のために日常的に取り組む内容を検討し、計画的に進めることでいじめのない学校づくりの取組を強化する。

4 いじめ防止対策委員会

- (1) 定期的にいじめ防止対策委員会を開き、いじめの早期発見や未然防止に努める。
- (2) 構成メンバーは、校長、副校長、教頭、生徒指導主事、各学年主任、当該学年生徒指導担当、当該生徒担任、養護教諭、SC及び子ども相談主事、いじめ専門相談員等の外部関係機関とする。
- (3) 重大ないじめ事案が発生した場合は、直ちにいじめ防止対策委員会を開き迅速に対応する。

平成26年4月1日策定
令和5年4月1日一部改訂